（清算人会設置法人以外の清算法人の業務の適正を確保するための体制）

第五条の二　法第四十六条の十第三項第三号に規定する厚生労働省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一　清算人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

二　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

三　職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

2　清算人が二人以上ある清算法人（法第四十六条の四に規定する清算法人をいう。以下同じ。）である場合には、前項に規定する体制には、業務の決定が適正に行われることを確保するための体制を含むものとする。

3　監事設置清算法人（法第四十六条の十一第六項に規定する監事設置清算法人をいう。以下同じ。）以外の清算法人である場合には、第一項に規定する体制には、清算人が評議員に報告すべき事項の報告をするための体制を含むものとする。

4　監事設置清算法人である場合には、第一項に規定する体制には、次に掲げる体制を含むものとする。

一　監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する体制

二　前号の職員の清算人からの独立性に関する事項

三　監事の第一号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

四　清算人及び職員が監事に報告をするための体制

五　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

六　監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

七　その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（清算人会の議事録）

第五条の四　法第四十六条の十八第五項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十五条第三項の規定による清算人会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2　清算人会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3　清算人会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一　清算人会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない清算人、監事又は評議員が清算人会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

二　清算人会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

イ　法第四十六条の十八第二項の規定による清算人の請求を受けて招集されたもの

ロ　法第四十六条の十八第三項の規定により清算人が招集したもの

ハ　法第四十六条の十九第一項の規定による評議員の請求を受けて招集されたもの

ニ　法第四十六条の十九第三項において準用する法第四十六条の十八第三項の規定により評議員が招集したもの

ホ　法第四十六条の二十一及び令第十三条の十七の規定により読み替えて適用する法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百一条第二項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの

ヘ　法第四十六条の二十一及び令第十三条の十七の規定により読み替えて適用する法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百一条第三項の規定により監事が招集したもの

三　清算人会の議事の経過の要領及びその結果

四　決議を要する事項について特別の利害関係を有する清算人があるときは、その氏名

五　次に掲げる規定により清算人会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ　法第四十六条の二十一及び令第十三条の十七の規定により読み替えて適用する法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百条

ロ　法第四十六条の二十一及び令第十三条の十七の規定により読み替えて適用する法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百一条第一項

ハ　法第四十六条の十七第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十二条第二項

ニ　法第四十六条の十九第四項

六　法第四十六条の十八第五項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十五条第三項の定めがあるときは、代表清算人（法第四十六条の十一第一項に規定する代表清算人をいう。）以外の清算人であつて、清算人会に出席したものの氏名

七　清算人会に出席した評議員の氏名又は名称

八　清算人会の議長が存するときは、議長の氏名

4　次の各号に掲げる場合には、清算人会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

一　法第四十六条の十八第五項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十六条の規定により清算人会の決議があつたものとみなされた場合　次に掲げる事項

イ　清算人会の決議があつたものとみなされた事項の内容

ロ　イの事項の提案をした清算人の氏名

ハ　清算人会の決議があつたものとみなされた日

ニ　議事録の作成に係る職務を行つた清算人の氏名

二　法第四十六条の十八第六項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十八条第一項の規定により清算人会への報告を要しないものとされた場合　次に掲げる事項

イ　清算人会への報告を要しないものとされた事項の内容

ロ　清算人会への報告を要しないものとされた日

ハ　議事録の作成に係る職務を行つた清算人の氏名